

第 5 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成27年12月10日

開 会 中

場所 全員協議会室

第5回 熊本県議会 TPP対策特別委員会会議記録

平成27年12月10日（木曜日）

午後0時58分開議

午後1時36分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) TPP交渉に関する件
TPP交渉大筋合意後の現状について
- (2) TPP協定に対する意見書の提出について
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査について
- (4) その他

出席委員(12人)

委員長	前川	收
副委員長	藤川	隆夫
委員	山本	秀久
委員	西岡	勝成
委員	荒木	章博
委員	城下	広作
委員	吉永	和世
委員	坂田	孝志
委員	西	聖一
委員	浦田	祐三子
委員	岩本	浩治
委員	山本	伸裕

欠席委員(2人)

委員	村上	寅美
委員	重村	栄

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長	島崎	征夫
政策審議監	坂本	浩
首席審議員兼		
企画課長	吉田	誠

知事公室

政策調整監 平井 宏 英

総務部

人事課長 青木 政 俊

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 渡辺 克 淑

健康危機管理課長 岡崎 光 治

首席審議員兼

医療政策課長 立川 優

国保・高齢者医療課長 大塚 陽 子

薬務衛生課長 和久田 俊 裕

環境生活部

環境政策課長 家入 淳

くらしの安全推進課長 開田 哲 生

商工観光労働部

政策審議監

兼商工政策課長 奥 菌 惣 幸

産業支援課長 古森 美津代

企業立地課長 寺野 慎 吾

農林水産部

部長 濱田 義 之

生産局長 園田 誠

農林水産政策課長 白石 伸 一

農産課長 酒瀬川 雅 士

園芸課長 潮崎 昭 二

畜産課長 中村 秀 朗

林業振興課長 宮田 修

水産振興課長 木村 武 志

土木部

首席審議員

兼監理課長 成 富 守

出納局

管理調達課長 田上 英 充

事務局職員出席者

政務調査課主幹 福島 哲 也

議事課主幹 榎原 俊 郎

午後0時58分開議

○前川収委員長 ただいまから、第5回TPP対策特別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたします。

それでは、審議に入ります。

まず、執行部から、TPP交渉大筋合意後の現状についての説明の後に、一括して質疑を受けたいと思います。

では、説明をお願いします。

○吉田企画課長 企画課の吉田でございます。

早速でございますけれども、本日ににつきましては、TPPの合意内容の概要や政策大綱などについて御説明を申し上げます。なお、私からの説明の後、TPPによる影響に関して、農林水産部から説明をさせていただきます。

まず、資料1ページをごらんください。

TPP大筋合意以降の国の主な動きとこれからの予定について御説明をさせていただきます。

まず、10月9日でございますが、安倍総理を本部長とし、全閣僚をメンバーとするTPP総合対策本部が国において設置をされております。

その後、11月5日に、TPP協定の暫定案文が公表されました。これを受け、国の政策目標を明らかにするための総合的なTPP関連政策大綱については、11月25日にTPP総合対策本部で決定をされているところでございます。

今後の予定でございます。

本年におきましては、国において、TPP経済効果分析結果の公表、TPP関連予算を含む平成27年度補正予算案、平成28年度当初予算案が閣議決定されると考えられます。

また、来年以降の動きにつきましては、閣議決定されました予算案の審議、これが1月以降に始まりまして、TPP協定そのものにつきましては、2月以降に署名手続が行われるものと考えております。

アメリカのTPA法案の規定によりますと、署名の90日前にアメリカ大統領は署名の意図を議会に通知するというので、この通知が11月5日に行われております。ですので、理論値では最短で2月上旬に署名ができるということになっております。なお、この署名手続をもって協定文が確定するということになります。

その後ですが、関連法の改正案とあわせて、TPP協定の承認について、国会提出、審議が行われ、協定文が定める要件を満たせば、時期はまだ明らかではありませんが、発効するということになります。

続きまして、2ページをごらんください。

2ページには、県議会及び県の主な取り組みについて記載をしております。

先月の11月17日に、議長と知事による政府への要望活動を実施しております。

続きまして、3ページをごらんください。

こちらにつきましては、10月6日のTPP特別委員会のほうでありました意見書を記載させていただいております。

続きまして、4ページをごらんください。

4ページにつきましては、11月17日に政府に対して本県が要望を行った事項を抜粋しております。

県議会の意見書も踏まえ、1と2がございまして、3番に、対策について、時間的緊迫性を持ちつつ、施策の安定性と継続性にも留意すること、また、国が講じる対策は、地方が、地域の実情に応じた独自施策を展開できる自由度を確保することとしております。

次に、資料をおめくりいただきまして、5ページをごらんください。

これは、TPP協定の概要として、対策本

部が公表した資料の抜粋でございます。全部で30章から成るTPP協定の章ごとの概要が紹介されております。

いわゆる個別品目の関税率等については、ここの(2)の附属書である譲許表というところに規定がされております。

次に、6ページをごらんください。

ここから11ページまでは、主な合意内容を掲載しております。

まずは関税交渉の結果でございますが、これも政府からの公表資料の抜粋でございます。

TPP交渉参加国の関税撤廃率でございますが、日本は品目ベース、貿易ベースともに95%とされまして、他国と比較すると低い数字となっております。

農林水産品の関税撤廃等の状況でございます。

関税を撤廃しなかった品目の割合は、日本が19%となり、こちらは他国と比較して高くなっております。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページでは、TPPにおいて関税を残すラインを掲載しております。ラインとは、関税分類の細目ということでございます。

日本は、全品目で9,018のラインがございます。関税を撤廃しないラインが443ありまして、このうち全てが農林水産物でございます。重要5品目については、関税を残すものが586のうち412となっております。

次に、8ページをごらんください。

米、麦、牛肉・豚肉など、重要5品目の合意内容の概要でございます。

こちらにつきましては、前回の委員会で概要を御説明しておりますので、説明のほうは省略をさせていただければと思います。

次に、9ページでございます。

9ページにつきましても、こちら説明を省略させていただきます。

次、10ページでございます。

10ページについては、これまで、前回の委員会も主に日本への輸入という観点からの御説明でしたが、こちらは11カ国市場への物品アクセス、いわゆる輸出について御紹介をしております。

農林水産物につきましては、米国向けの牛肉について、15年目で関税撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20倍から40倍に相当する数量の無税枠とされ、輸出拡大のための内容が記載をされております。

工業製品につきましては、自動車や自動車部品など、我が国の輸出を支える工業製品で、99.9%の品目の関税撤廃を実現とされております。

米国向けの自動車などについては、下段に記載をしております。

次に、資料をおめくりいただきまして、11ページをごらんください。

こちらのほうは、先ほどまで関税でございましたが、合意内容のルール面の内容について御紹介をしております。

国がTPPの効果として紹介する部分ですが、一番上、例えば貿易円滑化では、急送貨物の迅速な関税手続というのを確保するため、6時間以内の取引と明記をされております。これは、生鮮食品などを迅速に送ることができるルールというふうに考えられます。

また、衛生植物検疫、SPSと書かれていた部分ですが、懸念されていた食の安全、その下、国民皆保険などについては、日本の制度変更が必要ないことを説明している部分を政府の資料から抜粋をさせていただきました。

次に、12ページをごらんください。

12ページにつきましては、政府のTPP総合対策本部についてになります。

10月9日に、全ての閣僚によるTPP総合対策本部が設置されました。この第1回会議において、環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する

る基本方針、これを決定しています。

内容については、基本目標として、1、TPP活用促進による新たな市場開拓等、2、TPPを契機としたイノベーションの促進、産業活性化、3、TPPの影響に関する国民の不安の払拭の3点が挙げられております。この目標を強力に推進するという事で、総合的なTPP関連政策大綱を策定することとされました。

資料13ページをごらんください。

こちらが、TPP総合対策本部、第2回会合で決定された総合的なTPP関連政策大綱の概要でございます。

上の四角囲みが、政策大綱において、基本的な考え方とされている部分の御紹介になります。

2番目の丸でございますが、本政策大綱は、TPP効果を真に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするものとされております。

そして、その下に、新輸出大国、グローバル・ハブ、農政新時代と、3つの柱が記載をされております。

14ページをごらんください。

まず、1つ目の柱の新輸出大国の実現の資料でございます。

こちらについてですが、上の部分にも書かれておりますけれども、TPPによる巨大な経済圏の創出によって、中堅・中小企業も積極的に参画して、また、工業製品だけではなく、農産品、食品やコンテンツ、サービスなども積極的に海外展開ということとされております。

次に、15ページをごらんください。

こちら、グローバル・ハブの実現を説明した資料でございます。

こちらの一番上のポツをごらんください。

日本が中心となって、各国のさまざまな企

業、産業と連携することで、我が国経済全体として生産性の向上につながるとしており、下の部分に、総合的施策として、政策のイメージが掲げられているところでございます。

最後でございますが、16ページ、農政新時代と書かれた資料をごらんください。

一番上の丸でございますが、大きな目標として、生産者の持つ可能性と潜在力を遺憾なく発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても、日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していくということで、そのための考え方として、中段に、生産者の不安の払拭、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限発揮、夢と希望の持てる農政新時代を創造と、この3つが示されております。

そして、一番下、3つの四角がございますが、左が、経営安定、安定供給のための備えとして、米で言えば、政府備蓄米の運営見直しとあるように、重要5品目に関する政策が掲げられております。真ん中が、攻めの農林水産業への転換として、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成などが記載されております。右は、検討の継続項目というものが掲げられているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

なお、TPP協定につきましては、政府からは、協定文を確定させるために、法律の専門家のチェックを行っているとの説明を聞いております。この確定作業が終わって、署名手続が行われるというふうに考えております。

また、国内でございますが、今後のスケジュールでも御紹介いたしましたが、TPPに関する経費を含むと思われ補正予算と当初予算の動きもでございます。

執行部といたしましては、引き続き県議会の皆様と連携いたしながら、TPPに関する情報収集や政府に対する要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

企画課からの説明は以上でございます。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

私のほうからは、白の別冊の資料で、TPP協定交渉の大筋合意に伴う熊本県への影響（農林水産物）という資料で説明させていただきます。

まず初めに、表紙に点線枠囲みで記載しておりますこの資料の前提でございますが、本資料は、TPP協定交渉の大筋合意を受けまして、国が公表した資料や説明をベースに、本県農林水産業の現状に照らしまして、重要5項目を初め、本県の主な生産物11種類の影響について、定性的に整理をしたものでございます。

想定される影響は、関税削減などを受けて、何も対策をとらなかった場合を想定して整理をしております。

今後、国によりまして、定量的な影響額等が公表される予定でございます。その試算等をもとに、引き続き内容を精査していくこととしております。

それでは、中身1枚、目次がございますが、その次、1ページ目をおめくりください。

まず、資料の見方でございますが、TPPの交渉の主な合意内容を左上の黄色の枠の中に記載しております。それから、左側の下、左半分の緑の部分に、国のデータとか、それから公表されている国の影響予測を書いております。右側のブルーのところ、県の生産量のデータや県の影響予測あたりを記載しております。

本日は、右の下のブルーの県の影響予測のところを、項目別にポイントのみ御説明させていただきます。

それではまず、1ページの米についての影響予測でございます。

米の影響予測につきまして、既存のミニマ

ムアクセスや新設の国別枠以外の輸入増加は見込みがたい状況でございますが、2つ目のポツで、生産調整が行われる中、新設枠の外国産米が流通することで、国内需給バランスが崩れ、国産米の価格の下落が懸念されます。

それから、4つ目のポツのところですが、県産米は、外食や中食などの業務需要向けに多く利用されており、安価な外国産米が業務用に流入することにより、価格の下落の影響を受ける懸念があるというふうに考えております。

次に、2ページ、小麦でございます。

小麦についての予測、右下欄のところですが、輸入増加は見込みがたい状況と考えておりますが、2つ目のポツのところ、マークアップが45%削減されることによりまして、輸入小麦の国内流通価格が下落し、それに引きずられて国産小麦価格の下落が懸念されます。

4つ目の一番下のポツですが、本県産と外国産での品質の差がありませんので、輸入小麦の価格下落が生じれば、県産小麦の価格下落が懸念されるというふうに考えております。

次に、3ページ、牛肉でございます。

右下欄の県の予測ですが、牛肉につきましては、関税削減に伴う輸入価格の下落の影響を受け、外国産と肉質が競合する乳用種の価格下落が懸念されます。

さらに、国内の交雑種と品質が競合する水準の外国産牛肉の輸入が増加すれば、交雑種についても価格下落が懸念されます。

一番下の4つ目のポツですが、乳用種、交雑種の子牛を供給することで副産物収入を得ている県内酪農家への経営の影響も懸念されております。

それから、4ページ、豚肉でございます。

豚肉については、外国産と国内産——県産も同じですが、肉質の差がほとんどないた

め、差別化することは困難な状況です。

従量税が大幅に削減されることで、低価格部位の輸入がふえ、国産豚肉の価格下落が懸念されると考えております。

本県におきましては、中小規模の養豚農家が大半を占めており、競争力が弱いため、経営に影響を及ぼす懸念があります。

次に、5ページの乳製品でございます。

乳製品につきましては、品質が競合する外国産バターなどの乳製品に一定量が置きかわることから、国内の加工向け生乳が余剰となり、生乳価格の下落が懸念されます。

3つ目のポツのところですが、本県酪農家は中山間地域に多く存在し、水田等を活用した自給飼料生産を中心とした経営が営まれておりまして、酪農業の衰退は継続的な農村の発展に影響を及ぼすというふうに懸念しております。

次、6ページのオレンジでございます。

オレンジ(温州ミカン、中晩柑類)でございますが、まず、本県の温州ミカンについては、価格が全国平均を若干下回っており、輸入オレンジが増加した場合、価格への影響が懸念されます。なお、高い基準を満たす特選ミカンは、品質の面から影響を受けにくいと見込まれます。

2つ目のポツですが、デコポンにつきましては、ブランド化が図られていることから、影響は少ないものと見込まれます。

3つ目のポツですが、本県特産のアマナツ、河内晩柑については、輸入オレンジ等と食べ方が類似していることから、安いオレンジ、グレープフルーツとの競合で価格下落が懸念されます。

一番下のところですが、相手輸入国の変化や果物全体の輸入量増加等により、長期的には県産かんきつ及び果汁の価格の下落が懸念されます。

次、7ページでございます。

野菜(施設野菜)、ここでは主な施設野菜に

ついて整理しております。

県内の影響ですが、トマトは、急激に輸入量がふえることは見込まれないため、生食用トマトでは影響は小さい見込みと考えております。

イチゴは、国内生産量が少ない6月から11月を中心に、ケーキなどの業務用需要で輸入されており、国内産の生食用とは品質差が大きいことから、影響は小さい見込みというふうに考えております。

メロンにつきましては、関税が撤廃されても現在の価格差と大きく変わらないことから、影響は小さい見込みと。

それから、スイカ、ナス、キュウリについても、輸入がほとんどないあるいは国内生産の0.1%程度ということで非常に少ないというところから、当面影響は少ないというふうに考えております。

一番下の丸ですが、施設野菜全般としましては、今後、米などから野菜への品目転換が進んだ場合、供給過多が生じ、国産価格の下落が懸念されます。

次、8ページ、野菜(露地野菜)でございます。

キャベツでございますが、国内消費量に占める輸入の割合が2%以下と小さいことから、影響は小さい見込みでございます。

ブロッコリーは、関税が撤廃されても現状の価格差と大きく変わらないというふうに見込んでおりまして、影響は小さい見込みと。しかし、冷凍物につきましては、加工業務用部門での影響が懸念されております。

タマネギ、ニンジンにつきましては、国際価格との価格差があること、中国からの輸入が大半であることなどから、影響は小さい見込みでございます。

それから、一番下の丸ですが、露地野菜につきましては、施設野菜よりもさらに米などからの品目転換が容易でございますので、転換による供給過多が懸念されます。

次、9ページでございます。

鶏肉、県内の影響につきましては、外国産と国内産、県産は、肉質の差がほとんどないため、差別化することは困難という状況です。

関税撤廃等に伴う外国産価格下落の影響を受け、国内産価格が下落する懸念があります。

次、10ページの鶏卵でございます。

輸入鶏卵は、大半が粉卵、液卵であり、国産品との競合はほとんどない見込みです。

殻つき卵は、鮮度に差があるため、差別化は可能というふうに考えております。

ただ、一番下ですが、輸入相手国の変化により、長期的には県産鶏卵価格の下落が懸念されております。

次、11ページ、林産物です。

林産物の合板でございますが、輸入合板の多くは型枠や家具用でございまして、県内合板製造業者の製品の95%は構造用合板であるため、輸入合板との競合性は低く、影響は少ないというふうに見込まれます。

次に、林業、製材業につきまして、長期的には、製材品及び県産丸太価格の下落など、県内林業、製材業への影響が懸念されます。

次に、12ページの水産物でございます。

輸入水産物の増加や安価な畜産物への消費への転換などにより、魚価の下落や生産量の減少が懸念されます。

ノリについては、TPP参加国からの輸入がなく、当面は大きな影響はない見込みです。ただし、韓国や中国がTPPに参加する場合、安価な外国産に置きかわる懸念があります。

養殖ブリ・タイは、TPP参加国での生産がなく、影響は見込まれません。逆に、関税が撤廃されると、一部の国に対して、新たな市場開拓の機会となる可能性があります。

最後に、品目の説明は以上でございますが、最初申し上げましたように、今月中にも

国のTPP合意の定量的な試算、いわゆる影響額でございますが、具体的な額が公表されるというふうに聞いておりますので、その国の試算を踏まえながら、さらに県内への影響を精査してまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

○前川収委員長 ありがとうございます。

ちなみに、皆さん方のお手元に、総合的なTPP関連政策大綱、これは先ほど説明がありました、11月25日に政府でまとめられた政策大綱であります。これはそのまま写してありますけれども、全文を一応参考までにこの机の上に置かせていただいております。

TPP交渉の締結とか大きな流れ、それから農林水産物に特化した本県への影響、これは暫定的な、定性的な影響について、執行部、一生懸命頑張ってまとめていただいております。

ただ、お話がありましたとおり、この内容については、今月中に公表されるであろう国の影響試算、定量的な影響試算というものが出来れば、また内容は変わってくるという可能性はありますので、そのことを踏まえて御質疑をいただければと思います。

委員の皆さんから御質疑はありませんでしょうか。

○山本伸裕委員 結局、政府のほうが、暫定案文ですけども、英文では発表されていますが、日本語では全文が発表されていないというようなことで、非常にこれは、従来国際協定といいますか、あり得ない話じゃないかと思うんですね。

何というか、全容も日本語版では明らかになっていないもとの、さっきのTPP対策としての大綱は出されるというようなことで、まだやっぱり大筋合意と言いながら、まだ国会での審議もあっていない、国民的な説明もなされていない、批准もなされていないとい

うような状況で、まずやっぱりきちっと日本語で全文を明らかにするというのが政府の責任じゃないかというふうに思うんですけども、それは強くやっぱり県からも政府に言うべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○前川収委員長 ただいまの質問についての情報等々が、間接的でも結構ですけども、あれば、お答えいただければと思います。

○吉田企画課長 日本語訳につきましては、こちら国会のほうで議論になっているというふうに認識をしております、国会のほうでも、締結の際にはしっかりとした日本語訳をつくって説明をしたいというふうな議論があったものというふうに承知をしております。

○前川収委員長 ということまでですね、この場においてはですね。

ほかに質疑はございませんでしょうか。一よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 それでは、このような形で県の影響というのが出てきたわけでありまして、将来というか、今月中にはまた国のほうから定量的なものが出てくるということで、それらの情報を踏まえながら、県内対策についてもしっかりと取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、TPP協定に対する意見書の提出について、御審議をお願いしたいというふうに思います。

お手元に意見書(案)をお配りしておりますので、御一読をお願いいたします。

読んでいただきながら、本県議会では、さきの9月定例会において、10月4日のTPP協定交渉の大筋合意を受け、翌々日の6日

に、即座に11回目の意見書を提出しております。

しかしながら、大筋合意後、関税交渉の詳細結果が明らかとなり、また、11月25日には、国のTPP総合対策本部が総合的なTPP関連政策大綱——先ほどお手元に配っておりますが、を策定されたというところでございます。

県民や農業関係団体の皆さんからは、大きな懸念や不安の声が聞こえてくる状況にございますので、この意見書をしっかりと我々の中で議論した上で提出をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど、資料の中にもありましたけれども、9月議会の中で出てきた部分と違いが出てきておりますが、とりわけ、記以下でいけば、1番に、具体的な、定量的な分析ということを早くやってくださいということ、これは、先ほど12月中には出てくるという話ではございます。

それから、2番は大変重要な部分でありますけれども、これが農林水産委員会、これは衆議院、参議院両委員会で決議された内容と今回の大筋合意の内容というのが、きちっと守られているのかどうかという部分について、十分国会において審議をしていただきたいということでもあります。

それから、3番は、この影響に対して、万全な対策を速やかに実行するということ。

なお、重要5項目以外の項目で関税撤廃という部分の影響が、先ほどの県内の影響の中にも出ていたとおり、懸念される部分がありますから、これまでどちらかというと重要5項目にこだわっていましたが、5項目以外の部分でもしっかりと万全の対策を講じていただきたいということと、一段落落ちて、最後になりますが、とりわけこういう環境で農産物の輸入が始まるということになると、非常に厳しいのが中山間地帯、これは品目にかかわらず、中山間地帯の地域の農山漁村の

維持というものはとても厳しい状況になるということで、品目対応だけではなくて、中山間地域という地域帯についても、しっかり自然環境や景観、文化の継承等々、多面的機能をちゃんと次世代に引き継ぐという前提の中での対応について、十分配慮をいただきたいということをさらにつけ加えさせていただいております。

この意見書について御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○坂田孝志委員 今の文で基本的にはよろしいと思うのでありますが、1つだけ補足といいますか、つけ加えていただければと思いますのが、3番目のこの農林水産業への影響あるいは予算ですね。特に予算面、「持続的な発展を図るための必要な予算を確保し」と、これらの予算が、仮に農林水産の今の現予算2兆3,000億程度の中で予算措置がされるとするならば、これは非常に困るわけでございますので、やはり農林本省の予算とは、このTPPというのは政府全体がかかわることであるから、別建てといたしますか、別枠といたしますか、そういうことでの予算措置をしていただきたいなと願うところでございまして、それについて、ここに、政府が責任を持って予算を確保しとか、そういう国としての主体性といいますか、政府が責任を持つとか、そういう意味合いがまた累進されるような文言を少し入れていただいたらなおいのかなという感じを持ちましたので、発言させていただいたところでございます。

○前川収委員長 ありがとうございます。

その件については——もちろん、修正することはやぶさかじゃありませんが、TPP関連政策大綱の中で、本省予算以外からちゃんと政府が責任を持って調達するという趣旨の内容がどこかに文章であったと思っておりますが、今探しているんですけれども見つかって

ないんですけれども、見た覚えはありませんか、執行部。それは、自民党のほうだったかな、党のやつだったかな。

○坂田孝志委員 たしか私も、ちょっときょうは持ち合わせておりませんが、そういうような、今委員長がおっしゃられたような表現があったと思うんですが。

○前川収委員長 じゃあ、ちょっとまずどう書いてあるかだけ、企画振興部長。

○島崎企画振興部長 総合的なTPP関連政策大綱の10ページ目、恐らく先ほどの議論と関係すると思いますが、10ページ目の今後の対応の2番目のパラグラフで、3行目ですね。「既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って」という表現、先ほど委員長御指摘のところは、恐らく御記憶のところはここだと思いますけれども、そうした趣旨のことは、事実としては大綱にはあるにはあります。

○前川収委員長 ということで書いてはございます。とはいえ、今の意見というのはとても大事な部分だと思いますので、後ほど私に御一任いただければ、その部分の修正を加えてまた出していきたいと思っております。

○坂田孝志委員 お願いいたします。

○山本伸裕委員 委員長には、大変御尽力いただいている、取りまとめていただいたと思いますが、気持ちとしてはかなり共通する部分があるかと思います。

ただ、今政府のほうのコメントなんかを聞きますと、例えば安倍首相は、国会決議は守られたとかあるいは影響は軽微だとか、そういったことをおっしゃっているわけです。これは、かなり私たちからすると、認識が違う

のではないかというふうに思うわけですね。

今資料も示していただいたように、重要5品目についても、やっぱり国会決議が守られていないということははっきりしていると思うんですね。そもそも重要農産物の関税撤廃・削減については、対象外あるいは再協議の対象にするというようなことが国会決議であったわけで、それからするならば重大な国会決議違反だと言わざるを得ないと思うんです。

やっぱり蒲島知事も、非常にこのTPPの問題については懸念を表明しておられましたけれども、そもそもやっぱり食の安全保障であるとか、食料主権であるとか、そういった問題が多国籍企業やそういった経済成長の犠牲になっていいのかと。やっぱり基幹産業である農業がしっかりと確立されていくことが大事だし、そういう点では、TPP参加というのは、非常にやっぱり農業に対して重大な影響をもたらすというようなことは、いよいよはっきりしてきていると思うんです。

そういう点では、やっぱり批准の中止、TPPからの撤退というようなところを、明確に姿勢として示すべきではないかというのが私の意見でございます。

○前川収委員長 お気持ちはよくわかりますけれども、TPPに関する衆参の決議には、その項目だけじゃなくて複数の項目が入っていて、対策とあわせて考えていただきたいという部分が読み取れるという状況もあるということでありまして、意見書としては、国会において審議を十分に尽くしてもらいたいという部分でそのことは表現しているつもりでございますので、後は採決するしかないのかなというふうには思っております。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 よろしければ、ここで意見書の採決を行いたいというふうに思います。

本県議会の総意として、政府に対し、お示しをしております——一部変更については御一任いただきたいと思いますが、TPP協定に対する意見書を提出したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議ありの声ございましたので、この意見書(案)を提出することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○前川収委員長 ありがとうございます。挙手多数と認めます。

ただいま御賛同いただきましたので、この意見書は、一部修正をして議長のほうに提出をしたいというふうに思っております。

修正の内容については、先ほどのように御一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 ありがとうございます。御一任ということで、よろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、閉会中の継続審査についてお諮りをいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審議未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、その他に入ります。

何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 その他がなければ、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後1時36分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
TPP対策特別委員会委員長